

大子町企業用地等情報提供事業実施要綱

平成25年12月17日

大子町告示第69-2号

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある企業等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く一般に提供することにより、企業立地の促進を図り、もって地域経済の発展及び雇用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人又は個人（事業を営もうとしているものを含む。）
- (2) 企業用地等 町内において工場、倉庫、店舗、事務所等の利用に供するため売却又は賃貸を予定している土地及び建物をいう。
- (3) 登録 企業用地等に係る情報を次条第3項の企業用地等登録台帳に記載することをいう。
- (4) 登録物件 登録された企業用地等をいう。

(登録の申請等)

第3条 第1条の目的に賛同し、自己の所有する企業用地等について登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、企業用地等登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、企業用地等登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、企業用地等登録台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

(登録することができない企業用地等)

第4条 企業用地等が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録することができない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 宅地建物取引業者にその企業用地等の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(3) 申請書の内容に虚偽の記載があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、登録することが不相当であると町長が認めるとき。

(登録情報の提供)

第5条 町長は、台帳及び写真、地図、図面等の登録物件に係る情報（以下「登録情報」という。）の全部又は一部を町ホームページへの掲載その他適当と認める方法により一般の閲覧に供することができる。

(登録期間)

第6条 登録の期間は、第3条第3項の登録があった日から起算して5年とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

(登録継続の申請)

第7条 第3条第2項の規定による登録決定の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条に規定する期間の満了後も登録を継続しようとするときは、登録期間の満了日の1か月前までに企業用地等登録継続申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る登録継続の可否については、第3条第2項の規定を準用する。

(登録情報の変更)

第8条 登録者は、登録情報の内容に変更が生じたときは、速やかに企業用地等登録情報変更届出書（様式第5号）を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 登録者は、登録を抹消しようとするときは、企業用地等登録抹消届出書（様式第6号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、登録物件において第4条各号に該当する事実が判明したときは、その登録を抹消することができる。

3 町長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、企業用地等登録抹消通知書（様式第7号）により登録者に通知するものとする。

(引き合いに関する通知)

第10条 町長は、登録物件について購入、賃貸等に関する引き合いがあったときは、当該登録物件の登録者にその旨を通知するものとする。

(売買、賃貸等に関する交渉等)

第11条 登録物件の売買、賃貸等の取引に関する交渉は、その引き合いを申し出た企業等及び当該登録物件の登録者が、双方自らの責任において当事者間で行うものとする。

2 町長は、前項の規定による交渉又は当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

年 月 日

様

大子町長

印

企業用地等登録（不登録）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった企業用地等の登録については、大子町企業用地等情報提供事業実施要綱第3条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	登録（継続） ・ 不登録
登録番号	
登録年月日	年 月 日
所在地	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
不登録の場合 の理由	

備考

- 1 登録期間の満了後も登録を継続しようとするときは、企業用地等登録継続申請書（様式第4号）を提出してください。
- 2 登録物件の登録情報に変更が生じたときは、速やかに企業用地等登録情報変更届出書（様式第5号）により届け出てください。
- 3 登録物件の現況が企業等立地の適地でなくなった場合や登録を抹消しようとするときは、企業用地等登録抹消届出書（様式第6号）により届け出てください。

様式第3号（第3条関係）

企業用地等登録台帳

登録 番号	登録 年月日	所在地	現況 地目	敷地面積	建 物 (建築・延床)	売却・賃貸の別 (希望価格)	登録者 (名称・所在地)	備 考
	・ ・			m ²	m ²	売却・賃貸		
	・ ・			m ²	m ²	円/m ²		
	・ ・			m ²	m ²	売却・賃貸		
	・ ・			m ²	m ²	円/m ²		
	・ ・			m ²	m ²	売却・賃貸		
	・ ・			m ²	m ²	円/m ²		
	・ ・			m ²	m ²	売却・賃貸		
	・ ・			m ²	m ²	円/m ²		
	・ ・			m ²	m ²	売却・賃貸		
	・ ・			m ²	m ²	円/m ²		

様式第4号（第7条関係）

企業用地等登録継続申請書

年 月 日

大子町長 様

所在地
 名称
 代表者氏名 ⑩
 電話番号
 （個人の場合は住所及び氏名）

登録物件の登録を継続したいので、大子町企業用地等情報提供事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

登録番号	
登録年月日	年 月 日

※登録情報に変更がある場合は、下欄に変更内容を記入

所在地		
敷地面積	m ²	
建 物	<input type="checkbox"/> 有（建築面積 m ² ・ 延床面積 m ² ） ----- 年 月 建築（改築）	<input type="checkbox"/> 無
用途地域等	<input type="checkbox"/> 有（ 地域） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外	
建ぺい率等	建ぺい率 % ・ 容積率 %	
希望価格	売却 円（ 円/m ² ） ----- 賃貸（月額） 円（ 円/m ² ）	
分 割	<input type="checkbox"/> 可（最小 m ² ） <input type="checkbox"/> 不可	
照 会 先	担当者（担当部署）	
	電話番号 FAX	
	メールアドレス	
特記事項		

【添付資料】 案内図，敷地図面，建物図面等

【確認事項】

- ①町ホームページ等で情報を公開することに同意します。 はい いいえ
- ②消防法，建築基準法，都市計画法等の法令に違反していません。 はい いいえ
- ③宅地建物取引業者の了解を得ています（媒介等を依頼している場合のみ）。 はい いいえ

様式第5号（第8条関係）

企業用地等登録情報変更届出書

年 月 日

大子町長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

電話番号

（個人の場合は住所及び氏名）

登録物件の登録情報に変更が生じたので、大子町企業用地等情報提供事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
変更事項 及び 変更の理由	

【添付資料】

変更内容に係る案内図，敷地図面，建物図面等

備考 変更の事由発生後，速やかに届け出てください。

様式第6号（第9条関係）

企業用地等登録抹消届出書

年 月 日

大子町長 様

所在地

名称

代表者氏名

⑩

電話番号

（個人の場合は住所及び氏名）

登録物件の登録を抹消したいので、大子町企業用地等情報提供事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録抹消の理由	(いずれかに○を付けてください。) 1 所有者でなくなった。 2 利用者が決まった。 3 自己利用することになった。 4 その他 ()

備考 登録抹消の事由発生後、速やかに届け出てください。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

大子町長

印

企業用地等登録抹消通知書

登録物件の登録を抹消したので、大子町企業用地等情報提供事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

登録抹消年月日	年 月 日
登録番号	
登録年月日	年 月 日
職権抹消の 場合の理由	